

○財政再計算

公的年金の保険料率及びその将来見通しは、給付に要する費用額等を予想し、将来にわたって財政の均衡が保たれるように計算されるものであるが、実際の被保険者数や受給者数、財政状況は必ずしも予想どおりとはならず、その場合、予定した長期的な収支均衡が図れない恐れがあることになるので、少なくとも5年に一度、経済社会の変化・事業状況に基づき予想の前提を改めた上で再度計算し、収入と支出の長期的均衡が図られるよう、保険料率及び将来見通しを見直している。これが財政再計算である。なお、給付設計の見直しなどの制度改正も併せて行われることが多い。

○実質的な運用利回り

名目運用利回りが名目賃金上昇率を上回る分のことを実質的な運用利回りという。

$$\text{実質的な運用利回り} = (1 + \text{名目運用利回り}) / (1 + \text{名目賃金上昇率}) - 1$$

長期的にみると、年金給付費は名目賃金上昇率に連動して増加する。また、保険料及び国庫負担も名目賃金上昇率によって増加する。積立金がある場合は、その相対的規模を維持するために賃金上昇率相当分を積み増すことが必要である。

このため、実績と財政再計算結果との比較に当たり、運用利回りの実績を財政再計算が前提としている運用利回りと比較する際は、実質的な運用利回りについて行うことが適当である。

意味するところは、「実質運用利回り」であるが、そうしなかったのは、「平成14年度厚生年金保険及び国民年金における年金積立金運用報告書」（厚生労働省）における用語に合わせたためである。

○実質的な支出

年金制度が、その本来の姿で、すなわち保険料収入、運用収入及び国庫・公経済負担で賄うことになる支出のことである。

$$\begin{aligned} \text{実質的な支出} = & \text{給付費} + \text{基礎年金拠出金} - \text{基礎年金交付金} \\ & + \text{制度間調整拠出金}^{\text{注}} - \text{制度間調整交付金}^{\text{注}} \\ & + \text{年金保険者拠出金} - \text{国共済組合連合会等拠出金収入} \\ & - \text{追加費用} \\ & - \text{職域等費用納付金} \end{aligned}$$

なお、「実質的な支出」における「実質的な」は、制度が社会保険方式として負担するという意味の「実質的な」であって、「実質的な運用利回り」における「実質的な」とは意味が異なる。

注 制度間調整拠出金とは、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法（平成9

年4月1日廃止)に基づき、下記調整交付金に要する費用に充てるため、厚生年金、各共済組合が厚生年金の制度間調整勘定に繰り入れる又は拠出する額のことである(精算措置があるため平成11年度まで発生する。)

また、制度間調整交付金とは、同法に基づき、厚生年金の制度間調整勘定から厚生年金、各共済年金に繰り入れられる又は交付される額のことである(精算措置があるため平成11年度まで発生する。)

なお、被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置とは、老齢・退職年金のうち制度共通部分に係る費用負担を調整するもので、平成元年の年金制度改正において、公的年金一元化が行われるまでの当面の地ならし措置として導入された。昭和59年の国家公務員共済組合法と公共企業体職員等共済組合法の統合に伴い、旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)が国共済の下に入り給付が揃えられることとなった際、国共済、日本たばこ共済、日本電電共済から国鉄共済に財政援助が行われることとなったが、この財政援助を拡大したものである。平成2年度から始まったが、平成9年度から旧三公社共済統合に伴う支援措置が始まった際に廃止となった。

○収支比率

保険料収入と運用収入の計に対する、実質的な支出のうち保険料と運用収入によって賄わなければならない部分(すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの)の比率である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}}$$

○承継資産

旧年金福祉事業団が財政投融资制度を通じて資金を借り入れ行っていた資金運用業務を、平成13年度に年金資金運用基金が引き継いだことに伴い、同基金が旧年金福祉事業団から承継した資産(当初約26兆円)のことである(財政融資資金(旧年金資金運用部)への借入金の返済義務という債務と共に引き継いでいる)。この資金運用業務は、借入金の返済が終了する平成22年度まで継続されることになっている。年金資金運用基金は、平成13年4月に設立された厚生年金及び国民年金の年金積立金の運用を行う組織で、旧年金福祉事業団から承継した資産の運用も併せて行っている。

○職域等費用納付金

平成9年4月に厚生年金に統合された旧三公社共済(日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済)の共済年金(統合時点で受給権が発生しているものに限る。)は、統合前の国家公務員等共済組合法による職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分も含めて厚生年金が引き継いで支給するものとされているが、このうち職域年金部分及び恩給公務員期間等に係る部分の給付に要する費用に充てる分として、旧三公社共済の存続組合が厚生年金に納付する額のことである。

○職域年金部分、職域部分

共済年金（退職共済年金）の報酬比例部分の額は、厚生年金の給付乗率と同じ給付乗率で計算される額（厚生年金相当部分）に、別に定められた給付乗率を用いて計算される額を加算したものであるが、その加算額のことである。

このような形となったのは、昭和 61 年 4 月の基礎年金導入以後である。基礎年金導入に伴い、従来の共済年金は、基礎年金の上乗せ分として報酬比例年金を給付する新共済年金に改められたが、新共済年金については、厚生年金と同様の年金額計算式からなる分に職域年金分が加算される仕組みとなった。厚生年金と同じ算式による厚生年金相当分を 2 階部分、さらにその上乗せである職域年金部分を 3 階部分とすることがある。職域年金部分があるのは、元来、共済年金は、公的年金としての性格を有すると同時に、公務員制度等の一環としての年金制度という性格を有していることによる。なお、職域等費用納付金の額の計算の際に行われているように、旧法年金についても、所定の方法で厚生年金相当分と職域部分に分けて取り扱う場合がある。

【厚生年金相当部分と職域年金部分の給付乗率】

適用する 組合員期 間 ^{注2}	平成12年改正（5%適正化）後の 年金額計算用			平成12年改正前の従前額計算用 （従前額保障の仕組みがある）		
	厚生年金 相当部分	職域年金部分		厚生年金 相当部分	職域年金部分	
		組合員期 間が 20 年 以上の者	組合員期 間が 1 年 以上 20 年 未満の者		組合員期 間が 20 年 以上の者	組合員期 間が 1 年 以上 20 年 未満の者
平成15年 3月以前	9.5 ^{注1} ） 7.125	0.475 ） 1.425	0.238 ） 0.713	10.00 ） 7.5	0.5 ） 1.50	0.25 ） 0.75
平成15年 4月以後	7.308 ） 5.481	0.365 ） 1.096	0.183 ） 0.548	7.692 ） 5.769	0.385 ） 1.154	0.192 ） 0.577

注1 生年月日に応じて異なる。

注2 15 年 4 月の総報酬制導入に伴い、年金額は組合員期間を 15 年 3 月以前の期間と 15 年 4 月以後の期間とに分けて計算される。

○政府負担金

昭和 60 年の厚生年金保険法の改正により、厚生年金基金に免除保険料に見合う以上の代行給付を行う部分が生ずるようになったことから、経過的な財政調整措置として政府が負担することとなった額をいう。すなわち、昭和 61 年 4 月以降基金が代行する年金給付は、生年月日別に 10/1000～7.5/1000 の乗率に改定された（従前は一律 10/1000）。これに伴い、免除保険料率は、一律に給付乗率 10/1000 から国庫負担を差し引いた 8/1000 分を基準に算定されていたものが、改正後は給付乗率 7.5/1000 を基準として算定されることとなった。このような関係から、生年月日に応じて定められ

た新給付乗率が、昭和 61 年 4 月前の期間については 8/1000、昭和 61 年 4 月以降の期間については 7.5/1000 を超える部分の費用については、免除保険料以上の代行給付を行うこととなる。そのため、基金がその給付を行う際に、厚生保険特別会計から政府負担金として支出されることとなったものである。

○総合費用率

実質的な支出のうち保険料収入・運用収入によって賄わなくてはならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。積立金及びその運用収入がない状態で、単年度ごとに完全な賦課方式の財政運営を行った場合の保険料率に相当することから、純賦課保険料率と言われることもある。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}} \times 100$$

なお、自営業者等を対象とする国民年金については、標準報酬という概念がないことから、総合費用率は定義されない。

○代行部分

厚生年金基金が老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、国に代わって支給する部分のことである。厚生年金基金は、老齢厚生年金（報酬比例部分）の給付のうち、物価水準の変動に対応した給付改善分であるスライド部分、及び過去の賃金水準を現在の水準に見直すことによる給付改善分である再評価部分を除いた部分を、国に代わって支給する仕組みとなっている。厚生年金基金が代行部分に加えて独自に上乗せしている給付はプラス・アルファ部分と呼ばれる。

○追加費用

国共済と地共済の制度発足（それぞれ昭和 34 年、同 37 年）前の恩給公務員期間等に係る給付費について、国と地方公共団体等が事業主として負担している額のことである。整理資源ということもある。

○積立金相当額納付金

平成 9 年 4 月の旧三公社共済（日本たばこ産業共済、日本電信電話共済及び日本鉄道共済）の共済年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧三公社共済の存続組合が分割して行っている納付金、及び平成 14 年 4 月の旧農林年金の厚生年金への統合に伴う移換金について、旧農林年金の存続組合が納付した概算納付金及び精算納付金のことである。

○積立比率

実質的な支出のうち保険料収入・運用収入によって賄わなくてはならない部分（すなわち実質的な支出から国庫・公経済負担を除いたもの）に対する前年度末に保有する積立金の比率である。前年度末の積立金が、当年度の実質的な支出のうち保険料収入・運用収入によって賄わなくてはならない部分の何年分に相当するか表す指標である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}$$

○独自給付費

実質的な支出から基礎年金拠出金を控除したもののことである。実質的な支出から制度横断的に給付と負担を行う仕組みである基礎年金制度に係る負担（基礎年金拠出金）を除外したものである。

○独自給付費率

独自給付費のうち保険料収入・運用収入によって賄う部分（すなわち独自給付費から国庫・公経済が負担する部分を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率である。

$$\text{独自給付費率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \times 2/3}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}} \times 100$$

※独自給付費のうち国庫・公経済が負担する分は、「国庫・公経済負担－基礎年金拠出金の3分の1」である。

$$\begin{aligned} & \text{独自給付費} - \text{「独自給付費のうち国庫・公経済が負担する分」} \\ &= (\text{実質的な支出} - \text{基礎年金拠出金}) - (\text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金の3分の1}) \\ &= \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金の3分の2} \end{aligned}$$

○特別国庫負担

本文「表 13」の特別国庫負担など、基礎年金拠出金を算定する際に基礎年金給付費とみなし基礎年金給付費の合計から控除する額のことを特別国庫負担と呼ぶ（基礎年金拠出金の3分の1に相当する額に係る国庫負担は、ここには含まれない。）。国民年金の保険料免除期間に係る給付費や20歳前障害に係る障害基礎年金の給付費に関する国庫負担、旧国民年金法の老齢年金の嵩上げ加算分や5年年金の給付費に関する国庫負担など、基礎年金給付費又はみなし基礎年金給付費に含まれる費用に関する国庫負担のことである。

なお、このほかに、国民年金の付加年金に係る給付費や被用者年金の昭和36年4月前期間に係る給付費など、基礎年金給付費及びみなし基礎年金給付費に該当しない給付費に関する国庫負担もある。